

令和7年第9回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和7年9月10日（水曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 一般質問

○出席議員（10名）

1番 佐藤 満君	2番 金木直文君
3番 阿部和也君	4番 逢坂照雄君
5番 村上雄也君	6番 小寺光一君
8番 舟見俊明君	9番 工藤正幸君
10番 平山美知子君	11番 村田定人君

○欠席議員（1名）

7番 磯野直君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	森淳君
副町長	三浦義之君
教育長	濱野孝君
監査委員	熊木良美君
農業委員会会長	入江雄治君
会計管理者	豊島明彦君
総務課長	伊藤雅紀君
総務課主幹	村上達君
総務課総務係長	逢坂信吾君
総務課情報管理係長	和田広夢君
地域振興課長	飯作昌巳君
地域振興課政策推進係長	山田太志君

デジタル推進課長	竹内 雅彦	君
財務課長	清水 聰志	君
財務課主幹	門間 憲一	君
財務課税務係長	近藤 優樹	君
町民課長	大平 良治	君
福祉課長	高橋 伸	君
福祉課社会福祉係長	高本 勇一	君
福祉課子ども係長	高橋 司	君
福祉課国保医療年金係長	齊藤 悠理	君
健康支援課長	棟方 富輝	君
建設課長	酒井 峰高	君
建設課主任技師	笛浪 満	君
上下水道課長	渡辺 博樹	君
上下水道課長補佐	熊谷 裕治	君
上下水道課業務係長	小笠原 聰	君
農林水産課長	敦賀 哲也	君
農林水産課長補佐	杉野 浩	君
商工観光課長	三上 敏文	君
商工観光課長補佐	木村 謙彦	君
商工観光課觀光振興係長	小笠原 悠太	君
商工観光課商工労働係長	廣谷 将大	君
天売支所長	大西 将樹	君
焼尻支所長	藤井 延佳	君
学校管理課長	葛西 健二	君
学校管理課長補佐兼学校給食センター所長	佐々木 慎也	君
社会教育課長兼公民館長	宮崎 寧大	君
社会教育課主幹	木村 康治	君
社会教育課体育振興係長	藤田 俊悟	君
社会教育課体育振興係主査	近藤 健弘	君

監査室長 木村和美君
農業委員会
事務局長 敦賀哲也君
選挙管理委員会
事務局長 伊藤雅紀君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 鈴木繁君
総務係長 嶋元貴史君
書記 逢坂信吾君

◎開会の宣告

○議長（村田定人君） ただいまから令和7年第9回羽幌町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎町長挨拶

○議長（村田定人君） 町長から議会招集挨拶の申出がありますので、これを許します。
町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 令和7年第9回羽幌町議会定例会の招集に当たりまして、議員の皆様におかれましては何かとご多忙のところご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今夏は記録的な猛暑に見舞われ、日本各地で40度を超える日が相次ぎ、観測史上最も厳しい夏となりました。本町においても例年以上に暑い日が続き、6月から8月の平均気温は一昨年の21.3度を上回る21.5度を記録し、統計開始以降1位を更新したところであります。一方で、局地的な豪雨災害の頻発、大雨や台風などの自然災害は激甚化しており、全国各地において被害が発生しております。被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げるとともに、本町としても防災、減災への取組に万全を期してまいりたいと考えております。

さて、本定例会に提案しております案件は報告2件、議案として条例案3件、一部事務組合の規約変更3件、補正予算案6件、同意として教育委員会委員の任命1件、そして令和6年度各会計決算認定8件の合わせて23件であります。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（村田定人君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村田定人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、
1番 佐 藤 満 君 2番 金 木 直 文 君
を指名します。

◎会期の決定

○議長（村田定人君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

9月4日、議会運営委員会を開催しておりますので、副委員長から報告を求めます。
議会運営委員会副委員長、平山美知子君。

○議会運営委員会副委員長（平山美知子君） 報告します。

9月4日、議会運営委員会を開催し、今定例会の運営について慎重に協議をした結果、次のとおりであります。

今定例会における提出案件は、報告2件、議案12件、同意1件、認定8件、発議4件、意見案3件、都合30件。加えて、一般質問3名3件となっております。議会運営委員会では、これらの案件を勘案の上、今定例会の会期は本日から12日までの3日間と決定いたしました。

次に、審議予定について申し上げます。本日は、この後諸般の報告、行政報告、一般質問3名をもって終了といたします。明11日は、報告、一般議案、補正予算、同意、令和6年度各会計決算認定の提案理由の説明を聴取した後、決算特別委員会を設置し、付託して休会とします。その後、決算特別委員会を開催し、監査委員報告の後、各会計決算の内容説明を求めてから審議及び調査を行います。12日、本会議に戻し、各会計決算認定及び発議、意見案の審議を行います。

議会運営委員会では、本日程の中で議事運営が敏速に進行されますよう、議員各位の特段のご協力をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（村田定人君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会副委員長の報告のとおり本日から9月12日までの3日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月12日までの3日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（村田定人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の欠席届出は7番、磯野直君であります。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付してありますので、ご了承願います。

次に、監査委員から令和7年度6月分から8月分までの例月出納検査結果の報告がありましたので、報告します。ご了承願います。

次に、議員の出張報告を配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、各常任委員会から閉会中の継続調査とした所管事務について委員長より調査の結果を報告します。

最初に、総務産業常任委員会委員長、小寺光一君。

○総務産業常任委員会委員長（小寺光一君）

令和7年 9月10日

羽幌町議会議長 村 田 定 人 様

総務産業常任委員会

委員長 小 寺 光 一

所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

所管事務調査事項

令和7年 7月16日

羽幌町中小企業特別融資制度要綱の一部改正について

以上、総務産業常任委員会の所管事務報告といたします。

なお、羽幌町議会会議規則第77条の規定による委員会報告書については、羽幌町議会委員会条例第25条に規定する記録を別途作成し納め、これに代えることとします。

○議長（村田定人君） 次に、文教厚生常任委員会委員長、阿部和也君。

○文教厚生常任委員会委員長（阿部和也君）

令和7年 9月10日

羽幌町議会議長 村 田 定 人 様

文教厚生常任委員会

委員長 阿 部 和 也

所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

所管事務調査事項

令和7年 6月19日

（1）焼尻小中学校改築事業の進捗について

（2）羽幌町市街地区学校給食センターの調理業務委託について

令和7年 7月24日

（1）部活動の地域移行について

（2）公民館旧館建て替え事業について

令和7年 8月26日

新型コロナワクチン接種費用について

以上、文教厚生常任委員会の所管事務報告といたします。

なお、羽幌町議会会議規則第77条の規定による委員会報告書については、羽幌町議会委員会条例第25条に規定する記録を別途作成し納め、これに代えることとします。

○議長（村田定人君） 次に、広報広聴常任委員会委員長、工藤正幸君。

○広報広聴常任委員会委員長（工藤正幸君）

令和7年 9月10日

羽幌町議会議長 村 田 定 人 様

広報広聴常任委員会

委員長 工 藤 正 幸

所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

所管事務調査事項

令和7年 6月19日、令和7年 7月14日

議会広報の編集について

令和7年 6月30日

町民との意見交換会について

以上、広報広聴常任委員会の所管事務報告といたします。

なお、羽幌町議会会議規則第77条の規定による委員会報告書については、羽幌町議会委員会条例第25条に規定する記録を別途作成し納め、これに代えることとします。

○議長（村田定人君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（村田定人君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 観光客の入り込み状況についてご報告を申し上げます。

初めに、離島地区についてご報告を申し上げます。今年の夏は、フェリー、高速船の乗客数は8月末時点で1万227人でほぼ昨年並みの結果となっております。天売では、昨年から建設していた5棟のコテージを併設するログハウスの宿がゴールデンウイークにオープンし、天売の自然体験ツアーや地元の食材を満喫する食事の提供で好評を得ております。焼尻では夏季限定で空き家を利用した民泊の宿がオープンし、焼尻ならではの余暇の過ごし方を勧めております。焼尻では8月2日に2年ぶりのめん羊まつりが開催され、約350人の来場者がホゲット肉や浜鍋に舌鼓を打ち、焼尻めん羊肉の人気を再確認いたしました。

次に、市街地区でありますが、昨年開催されたはぼろ夏まつりとバラフェスティバル&グルメ市を併せてはぼろバラフェスティバルとし、バラの一番花のピークとなる6月29日に開催、美しいバラと羽幌の食を一度に楽しむイベントは、好天にも恵まれ約2,000人の入り込みで大盛況となりました。昨年好評のバラの花びらを使ったフラワーカーペットでは、多くの方が記念写真を撮り、バラにまつわるクイズの出題や携帯電話の写真データから缶バッジを作成してプレゼントするなど体験型企画も増え、手作り工芸品など昨

年より多くの商店が参加、好評をいただきました。

また、はぼろサンセットビーチでは、8月2日、3日にビーチバレー大会が開催され、36チーム、120人の選手が参加し、観客など6,100人を超える人でにぎわいました。

8月11日には、町内のラッシュが他市町のダンスチームに声をかけ、ドウホクダンスフェスを開催、稚内や旭川から300人を超えるダンサーが集結、午後から夕方まで58ステージを披露し、家族や観客で1日3,600人を超える人がビーチを訪れました。

シーズンを通しては昨年より晴れの日が多かったのですが、風が強く、開設日の6割は遊泳禁止でしたが、入り込み数は1万7,324人で昨年より6,900人ほど増加しました。

さらに、はぼろバラ園では今年も町民ボランティアの皆さんにお手伝いをいただきながら枝の剪定や花摘み作業を行い、無農薬で安心、希少種を見られる手入れの行き届いたバラ園として来場者から大変好評をいただいております。職員との会話を通じておのの見たい時期、時間帯を確認して訪れるリピーターが着実に増えています。

このほか、文化、スポーツの合宿を受け入れ、交流人口を拡大し、地域の活性化を目的とする合宿等誘致事業については、8月上旬、2団体が本町での合宿を行っているところであります。合宿の内訳は、バドミントン部として旭川東高等学校、稚内高等学校、士別翔雲高等学校、苦前商業高等学校、硬式野球部として旭川永嶺高等学校、札幌西高等学校、札幌英藍高等学校、士別翔雲高等学校が合同で合宿を行い、延べ宿泊者数は445名となっております。

今後におきましても羽幌町観光協会をはじめ関係機関と連携を密にし、天売島、焼尻島の魅力を存分に生かしながら、交流人口の拡大による地域の活性化を目指した観光施策を展開し、羽幌町のますますの魅力向上につなげてまいりたいと考えております。

以上を申し上げまして行政報告といたします。

○議長（村田定人君） これで行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（村田定人君） 日程第5、一般質問を行います。

発言は通告順に許します。

本日の発言順序は次のとおりです。3番、阿部和也君、7番、磯野直君、2番、金木直文君、以上3名であります。7番、磯野直君が本日欠席のため一般質問は行いません。したがって、本日の一般質問は3番、阿部和也君、2番、金木直文君の2名となります。

最初に、3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） スポーツ少年団、部活動に対しての支援とスポーツ振興について質問します。

スポーツ少年団、部活動については、身体的な健康維持、体力向上に加えて協調性やコ

ミュニケーション能力といった社会性や心の成長を促し、児童・生徒にとって貴重な学びと成長の機会となっており、それらの活動を地域の大人たちが支えてきたことと思われます。羽幌町においてもスポーツ少年団、部活動に対しての支援を行っていますが、少子化の影響で加入者が減少し、個人負担が増加、さらに施設の老朽化による安全面での不安などから、支援の拡充や施設整備に関する要望が寄せられています。また、部活動の地域移行（地域展開）については、町、学校、各団体との連携に向けた協議、受皿となる指導者の確保や報酬、活動場所の確保など課題解決を早急に進めていかなければならないと考えます。さらに、羽幌町のスポーツ振興を担ってきた羽幌町スポーツ協会及び加盟団体においても会員数の減少により運営継続が年々厳しくなることが予想されます。そのため、今後のスポーツ振興については、町が果たすべき責務がますます大きくなると考えます。以上のことから、スポーツ少年団、部活動に対しての支援とスポーツ振興について以下の質問をします。

1、現在スポーツ少年団に対して運営経費の一部補助や全道、全国大会参加への補助を行っているが、これまでの実績はどうか。また、近年は宿泊費等の高騰により全道、全国大会に出場する際の負担が大きいことと思われる。今年度より道外2万円が新たに追加されたが、さらなる補助額の見直しや現在の制度では正選手及び指導者1名のみが対象であることから、対象者の拡充なども検討すべきと考えるが、どうか。

2、スポーツ公園の野球場、陸上競技場、サッカー場や南町運動広場の改修、照明の設置、増設、自販機の設置、学校体育館の老朽化対策、町有施設における熱中症対策などについて各団体や指導者から様々な要望が寄せられている。これらの要望に対してどのように考えているのか。

3、7月24日開催の文教厚生常任委員会において部活動の地域移行についての説明があった。次期改革期間が始まる令和8年度までに課題は多く残されていることと思われるが、今後どのように進めていくのか。

4、現在羽幌町スポーツ協会を通して加盟団体の活動を支援しているが、加盟団体では会員数の減少により運営が厳しくなっていると聞く。NPO法人羽幌町体育協会が事実上解散し、事業収益がなく羽幌町スポーツ協会から加盟団体への上乗せ交付ができない状況であることから、羽幌町スポーツ協会及び加盟団体への支援を拡充すべきと考えるが、どうか。

5、総合体育館の管理運営が指定管理から直営となり4年が経過した。直営するに当たっては、担当職員の資質向上を目的とした研修等への参加、将来的な指導者の育成、確保、個別事業の指導者招致などを掲げていたが、これまでどのような取組を行ってきたのか。また、当時のスポーツ振興ビジョンは、誰もが運動に触ることのできる裾野を広げる取組を推進していくであったが、現在はどのように考えているのか。

以上です。

○議長（村田定人君） 教育長、濱野孝君。

○教育長（濱野 孝君） 阿部議員のご質問にお答えします。

1点目のスポーツ少年団等への補助実績についてであります。初めにスポーツ少年団本部に対する補助額は、令和4年度が21万4,170円、5年度が20万3,635円、6年度が23万1,370円であり、このうち本部から各団体に交付している活動費は、令和4年度が19万1,000円、5年度が18万1,500円、6年度が22万4,000円となっております。また、青少年スポーツ大会出場補助金については、個人及び団体に対し、令和4年度は11件、51万円、5年度は13件、48万8,800円、6年度は11件、75万4,400円を交付しております。町といたしましても、全道、全国規模の大会への出場に伴う費用負担が増加傾向にあることは十分承知しておりますが、さらなる補助の見直しや対象者の拡充については、全国規模の大会に出場する際の補助額を昨年度に増額しておりますことから、今後の課題としてほかの補助事業とのバランス等も考慮しながら判断してまいりたいと考えております。

2点目の施設の改修等に関する要望についてであります。利用団体等からの要望のほか、所管課においても施設の状況を把握し、緊急性等も勘案しながら計画的に実施しております。今後においても様々な機会を捉え、利用団体等からの意見や要望等を聴取するとともに、施設ごとの状況把握や将来的な見通し等も考慮しながら限られた財源の中で計画的に対処してまいりたいと考えております。また、熱中症対策については、関係機関から得た情報を都度利用団体へ提供しているほか、屋内施設においては大型扇風機を設置するなど可能な範囲で対処しているところであります。今後も継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の部活動の地域移行、地域展開の今後の進め方についてであります。当町といたしましても地域移行、地域展開に向けた課題は多く、クリアすることは容易でないものと認識しておりますが、今後もスポーツ振興等を目的として任用しております地域おこし協力隊と十分な連携を図り、特に地域に移行していない部活動について可能な取組を模索するため、学校や関係団体との協議等を行う中で情報を共有しながら段階的に進めてまいりたいと考えております。

4点目の羽幌町スポーツ協会に対する支援についてであります。当該協会への補助金交付実績は、令和4年度についてはNPO法人羽幌町体育協会の財産で対応したことにより実績はなく、5年度は52万4,698円、6年度は34万3,200円となっております。また、協会から各団体へは、活動内容に応じて交付されているものと認識しております。支援の拡充については、協会内の現状や課題を確認しながら改善策を模索するなどし、限られた財源の中で支援を継続してまいりたいと考えております。

5点目の総合体育館職員の資質の向上に向けた研修等への参加についてであります。管理運営が直営となった令和3年度以降、運営に関する研修等への参加実績はありませんが、今後機会を捉えて可能な範囲で研修等に参加するほか、情報収集や共有を図りながら職員の資質向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、将来的な指導者の育成、確保や個別事業の指導者の招致については、いずれも現時点で実現に至っておりませんが、スポーツ振興担当の地域おこし協力隊とも十分に連携を図りながら最善策を模索してまいりたいと考えております。また、スポーツ振興ビジョンについては、管理運営が直営となった当時の考え方から現在も大きな変更はありませんが、今年度の教育行政執行方針で述べました生涯にわたりスポーツに接する機会の提供等も念頭に置きながら関係先とも連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

以上、阿部議員への答弁とさせていただきます。

○議長（村田定人君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） それでは、いただきました答弁に沿って再度質問をいたします。

まず1点目のスポーツ少年団に対しての運営経費の一部補助については、今後も継続して支援していただきたいと思います。質問のほうに移りますが、全道、全国大会の補助の拡充について今回質問しました。全国大会については昨年度から増額されているということで、自分の勉強不足で大変失礼いたしました。

そこで、確認として質問しますが、この全道、全国大会参加への補助金については補助額が全道1万円、全国2万円となっていますが、その大会への滞在期間です。宿泊日数が当然増えれば増えるだけ、その参加しているチームであったり、個人だったら選手に負担がかかってきますけれども、そうなったとしても1万円と2万円までなのか、まず確認としてお聞きしたいと思います。

○議長（村田定人君） 社会教育課長、宮崎寧大君。

○社会教育課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

ただいまご質問のありました宿泊日数が増えたとしましても、補助額につきましては全道の場合ですと1人当たり1万円、全国の場合ですと1人2万円を上限としているというところでございます。

○議長（村田定人君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） 今答弁ありましたように、大会滞在が何日になったとしても補助額というのは変わらないということですけれども、当然全道、全国に参加するに当たっても開会式があって、その日にでは試合があるか、競技があるかというのはまたそうでもないですし、組合せであったり、その競技の順番によっては大会の2日目、3日目になりますし、当然勝ち上がれば勝ち上がるだけ負担もかかってくるとは思います。それと併せて対象者の拡充についても今回質問しましたけれども、他の自治体では正選手だけではなく控えの大会登録選手全て、中にはマネジャーも含めて補助している自治体もありますので、最初の答弁では今後の課題として他の補助事業とのバランス等を考慮しながら判断するとの答弁でしたが、今言った部分も含めてやはり大会に行って活躍していただけるということは羽幌町の名前を当然子供たちが売ってきており、アピールしてきているわけですから、そういう部分も考えて改めて今後どのように考えていくのかお聞きしたいと思います。

○議長（村田定人君）　社会教育課長、宮崎寧大君。

○社会教育課長（宮崎寧大君）　お答えいたします。

議員おっしゃっておりましたほかの自治体との部分につきましても、今後情報収集をしながら検討をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（村田定人君）　3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君）　今課長のほうからも他の自治体のほうの情報収集をしながらということで考えていくとの答弁でしたので、羽幌町よりも当然低いところもありますけれども、それは全道大会だったら都市部がほとんどだと思います。旭川、札幌、帯広、苦小牧、函館とか羽幌から遠いところというのもありますし、開催されるわけですし、羽幌町よりも低いところがあるから大丈夫ということではなくて、やはり地域の状況、場所とともに考えながら全道、全国大会参加への補助で選手の拡充、対象者の拡充についてはぜひとも考えていただきたいと思いますので、もし答弁があればよろしくお願ひします。

○議長（村田定人君）　教育長、濱野孝君。

○教育長（濱野　孝君）　阿部議員のおっしゃっていること、そして各団体の問題というのは十分理解ができます。しかし、予算に関わることですので、今ここで詳しく申し上げることはできませんけれども、ほかの市町村、それからほかの事業等と勘案しまして前向きに検討していきたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

○議長（村田定人君）　3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君）　教育長のほうからも答弁ありましたように、ぜひ大会に参加する子供たち、また関係者の要望に近い形になるよう今後も検討していただきたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

次に、2点目の施設の改修等に関する要望について質問しました。いただいた答弁では緊急性等も勘案しながら計画的に実施しており、今後も限られた財源の中で計画的に対処するとの答弁でした。今回はこの一般質問通告するに当たって、した通告の内容よりもより具体的に施設のこういったところを直してほしいだとか、こういうのを設置してほしいといった要望等も実際担当課のほうには伝えていますので、その辺分かると思います。

まず、スポーツ公園と南町運動広場について質問していきたいと思いますが、いただいた答弁については十分理解はしています。今回質問するに当たって、スポーツ公園と南町運動広場を利用している指導者の方々からお話を聞いていく中で、やはり皆さんおっしゃっていたのが子供たちの安全面をしっかりとと考えていただきたいのだと、心配することなく子供たちに練習を積んでいただきたいというお話をしました。当然いただいた答弁については十分理解していますので、次年度から対応できる部分についてはしっかりと対応して、予算も絡んできますので、これから何ができる、できないというのは当然考えていただけると思いますので、対応していけるところは対応していただきたいと思いますが、やはり指導者の方々からお話を聞いていく中でできない場合に、ではそれそのままで終わりなのかといった声もいただいておりますので、数年にわたってできない内容であったり、質問でも

触れましたけれども、自販機の設置などは、これもスポーツ公園のほうですけれども、以前設置してあったものが撤去されたという、その背景というものは自分もすごく詳しくではないですけれども、聞いてはいますので、また事業者との絡みもあると思いますので、なかなか簡単には進まない部分もあると思いますが、ではできないからそれで終わり、改修できないから終わりではなくて、代わりとなる案というのもぜひ出していただければといったお話をいただいているし、各団体との協議ももう少し密にしていくことによって町側が考えている改修内容、改修計画とその関係者の方との考え方、当然大きな、理想は多分すごく立派なスタジアムのようなとか、そういったことにもなるかもしれませんですが、実際いざ話をしていくと理想はそうかもしれないけれども、やっぱりまずは第一に子供たちの安全面という部分で考えていきたいということでしたので、そういったところもしっかりと図っていただきたいと思いますので、まずこの質問について答弁いただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（村田定人君）　社会教育課長、宮崎寧大君。

○社会教育課長（宮崎寧大君）　お答えいたします。

施設の部分の子供たちの利用に関する安全面というのは、私も一番大事なことかなというふうに思っています。その辺は今後いろいろと整備等、改修等の検討を進めていく中で重視しながら考えていきたいというふうに思います。

それと、状況によっては実現に至らない場合もこれまであったかと思いますけれども、今後においてはそういったところ、結果について関係先ともよく連携をしながら、話をしながらお知らせするなり、あるいは代替案だとか、そういうものもあれば関係団体等々と協議等をしながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（村田定人君）　3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君）　今まで以上に関係する団体の指導者の方、関係者の方とも協議していただきたいと思いますし、スポーツ公園の自販機の設置については、今スポーツ公園水飲み場と言えるような場所が正直ないのかなと。野球場のほうにはありますけれども、それは野球の試合であったり、練習中に手を洗う程度の部分だと思いますので、やはり近年ちょっと気温も上昇してきてると、水分取りたいときに取れないといった話も聞いていますので、何かできることがあれば相談、まずは考えていただきたいと思いますし、こういったことができるかもといった案も提案していただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、学校施設について質問したいと思いますが、学校側から来ている要望等については随時対応しているとは思いますが、今回具体的に中学校の照明が暗いのだということで部活動であったり利用している団体のほうからも要望があって、学校側から授業で使う部分については多分その学校、教育委員会のほうでは改修等、修繕等はしていると思いますが、部活動であったり利用団体等からの要望というものがなかなか伝わっていなかったり、把握できていない部分もあると思いますが、学校施設利用団体等からの要望に対しては今

後どのように対応していくのかお聞きしたいと思います。

○議長（村田定人君）　学校管理課長、葛西健二君。

○学校管理課長（葛西健二君）　お答えいたします。

まず、先般羽幌中学校の体育館のほうで照明が一部ついていない箇所があるというような報告がありました件については、現在対応済みで全てついているような状態であります。学校施設の管理につきましては、基本的には学校で日常的に点検をしてもらって、不具合等があればまずは公務補さんができる範囲であれば公務補さんに対応してもらって、公務補さんができない場合については教育委員会に報告をもらって担当のほうで業者に依頼する等で対応をしているという流れになっています。学校の体育館につきましては、児童・生徒の学校活動というような使い方のほか、社会教育課の所管になるのですけれども、学校体育施設の一般開放事業というような形で、夜間等で大人も含めて一般町民の方々のスポーツ団体等が利用しております。その中で施設管理の体制としてはさっき言った原則の流れあるのですけれども、一般の利用者団体からの要望等に対する対応の体制という部分ではまだ確立していないという部分がありましたので、今後につきましては学校、それから利用団体、指導者、我々学校管理課と社会教育課で連携を密に取りながら不具合等が放置されるようなことなく、そして利用しやすく安全な管理を心がけていきたいというふうに思います。

○議長（村田定人君）　3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君）　教育委員会、学校管理課、社会教育課の中での連携もそうですし、その利用している方々からの意見というのも聞けるタイミングで聞いていただきながら、課長からも答弁ありましたように安全面にしっかりと配慮していただきながら、直すところはぜひとも今後も直していただきたいと思います。

3点目のほうに移りますけれども、今回の2点目のほうでちょっと施設の改修等も質問しました。関連するところも3点目の中であるとは思いますので、またそちらも併せて質問したいと思いますので、お願ひいたします。それでは、次に3点目の部活動の地域移行、地域展開について質問し、答弁をいただきました。この件については、正直その取組状況といいますか、そういうものが委員会のほうでも説明ありましたけれども、ちょっと遅れているのかなとは感じています。まず、今後のスケジュールについて質問しますが、答弁では段階的に進めるとの答弁でした。次期計画期間の令和8年度から令和10年度の前期の間に休日の地域展開に着手していかなければなりませんが、まずかなりもう時間もない中で目標として今年度どの辺くらいまでに地域移行されていない部活動のほうとの話をまとめていくのか、今年度のできれば1月、2月ぐらいにはまとめたいとか、そういう何かお考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（村田定人君）　社会教育課長、宮崎寧大君。

○社会教育課長（宮崎寧大君）　お答えいたします。

地域移行、地域展開の部分につきましては、現在も学校ですとか関係団体と協議を進め

ているところでして、今月に入りましても複数予定しています。その中で各学校、それと団体のほうと双方の状況をすり合わせをして、その中から何ができるのかというところをまずは探っていって、時期につきましては問わずできるところから、できる時期から少しずつでもやっていきたいというふうに考えております。これでご理解願います。

○議長（村田定人君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） できるところから、できる時期にということで、かなり時間のない中で急ピッチで進めているのかなとも思いますが、この部活動の地域移行、地域展開については担当課の職員と地域おこし協力隊だけで進めていくというのはなかなか簡単なことではないと思ってはいます。

そこで、質問にはなりますが、役場職員の担当課以外、役場職員の中にもスポーツ少年団等に携わっていたり、部活動の関係に携わっている職員の方もいますので、担当課を越えるわけですから、本来の業務に支障がない範囲で協力をいただいたり、アドバイスをいただいたり、例えばパイプ役となってもらったりしなければ本当に予定どおり、思っているとおりには進まないのではないかなと思いますが、この質問についてどうお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（村田定人君） 社会教育課長、宮崎寧大君。

○社会教育課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

ただいまの議員さんのお話につきましては、今後そういうところを状況に応じて取り入れるところは取り入れていきたいと。また、協議を要する部分につきましては都度内部協議をしながらどういった体制でいくのが最善かというのを考えながら進めていきたいというふうに思います。

○議長（村田定人君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） 取り入れるところは取り入れて、どういった体制で行うのかということで本当に当然國の方針というのもいろいろとあると思います。また、そこから道に来て市町村という、その流れの中で市町村のほうになるとどうしても遅くなる部分というのも理解しますが、本当に目の前に迫っているといいますか、結構前からも、実際この部活動に関しては令和3年3月の一般質問でもした経緯もありますので、そのときからどうなるのかなとは正直思っていましたが、なかなか簡単には進まないのかなという部分では思っています。本当に部活動の地域移行、地域展開についてはいろんな課題というのがあると思いますので、1点目の少年団からクラブチーム等に移行した場合の運営経費とかについてもやはり1点目で質問触れましたけれども、そういう部分というのも当然各団体で変わってくると思いますし、2点目ですけれども、同じ施設で野球場なんかにしても小学生だけなら多少凸凹があっても打球が遅いとか、そういう部分で問題ない部分もあるかもしれないですけれども、今実際に南町のグラウンドでは中学生も一緒にやっている、夜間ということで非常に危険な部分もあるのだといった話も聞いていますし、サッカーはまだ地域移行されていないですけれども、これから、では地域移行された場合サッカー場

で中学生も遅い時間にとなったときにやはり危険な、そういう部分も受皿となる団体の指導者の方々にしてみれば不安な要素の一つだと思いますので、1点目、2点目含めてそういう部分も考えながら、この部活動の地域移行、地域展開については進めていただきたいと思います。もし答弁あれば、これについて答弁いただきたいと思います。

○議長（村田定人君） 教育長、濱野孝君。

○教育長（濱野 孝君） 阿部議員おっしゃることも理解できますし、またスポーツ少年団だとか関係者の皆さんそのようなご心配というのも十分理解できます。担当課のほうとその関係団体と連絡を密にしながら、そしてできるところからやっていきたいなというふうには思っております。決して先延ばしとかという形ではなくて、本当にできる、できないとかというのもはっきりお伝えをしながら、また関係団体等とコミュニケーションを取りながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（村田定人君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） 関係団体とのコミュニケーションを取りながらといった答弁もありましたので、委員会のほうでもちょっと指摘しましたけれども、そういうところもまだ足りていない部分もあるのではないかといった指摘もさせていただきましたので、ぜひ今年度中にどれだけの回数ができるか分からないですけれども、いろいろな意見を聞きながら、伝えながら進めていただきたいと思いますので、お願いをいたします。

これで3点目終わりまして、次に4点目の羽幌町スポーツ協会及び加盟団体への支援の拡充について答弁いただきました。この件については直接担当課のほうにはスポーツ協会や団体の方々からも要望等も聞いていますので、答弁は求めないですけれども、次年度に向けてスポーツ協会、各団体が求めている形にしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたしまして、次の最後の5点目のほうに移りたいと思います。5点目の総合体育館職員の資質向上に向けた研修等への参加について答弁いただきました。これについては指定管理時代と直営では管理運営に対しての考え方も違うと思いますし、指導者の育成、確保、個別事業の指導者の招致についてのいたいた答弁の中には地域おこし協力隊とも連携とありましたが、そこだけで終わらせるのではなくて、やはりスポーツ協会であったり、各団体とも連携を図っていただきながら、この質問した部分図っていただきたいと思います。スポーツ振興、これについてはぜひともそういう形で進めていただきたいと思います。

スポーツ振興のビジョンについて教育長に質問したいと思います。同様の質問を令和3年の3月にしましたけれども、そこから大きく変わっていないということでした。答弁については理解しますが、質問した1点目から4点目について、これについてどう取り組むかが羽幌町のスポーツ振興につながってくると自分は思って今回質問をしました。当然施設の整備であったり、様々な支援の拡充といった部分で財政的な厳しさも分かりますけれども、やはり今頑張っている子供たちに対しての支援であったり、練習環境を整備することによって子供たちが大会で結果を残せば羽幌町のスポーツ振興に間違いなくつながって

くると思いますし、これまで羽幌町のスポーツ振興を支えてきたスポーツ協会であったり、加盟団体の活動に対しての支援も誰もが運動に触れる事のできる、裾野を広げる取組を推進していくためには大事なことだと思いますので、そこで質問しますが、スポーツ振興のビジョンについては当然ビジョンですので、そうころころ、ころころ変わることはないと思いますので、変わらないにしても羽幌町のスポーツ分野の現状であったり、そういう部分も考えながら支援内容や施設の整備計画について様々な角度からやはり見直していかなければ、今までどおりではなかなか思い描いているビジョンは達成できないと思いますので、この質問について教育長の答弁いただきたいと思います。

○議長（村田定人君） 教育長、濱野孝君。

○教育長（濱野 孝君） スポーツ振興のビジョンということで申し上げますと、私どもには子供から高齢者までいろいろな場面でいろいろなスポーツに親しんで少しでも健康で、日々の生活を満喫していただけるよう、そしてそういうふうな形になればより活気のある町に、羽幌町ということができていくのではないかというふうに思っております。それで、いろんな方にいろんなスポーツを経験してもらえるような、そのような考え方というのを持っていきながらやっていきたいと思っております。

○議長（村田定人君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） 教育長のスポーツ振興に対しての考え方というの分かりました。本当に様々な角度からと今さっき質問しました。やっぱり時代の変化とともに今までスポーツの場をいろいろと提供していた団体であったり、協会といったものがどんどん、どんどんと人口の減少、高齢化とともに縮小していくというのが当然避けられない部分だとは思います。ただ、そういった中でもいろいろな支援の方法であったり、取り組み方というのは当然その団体の中で決めることかもしれないですけれども、行政として、教育委員会として手助けできる部分があればしていただきたいと思いますし、子供たちからお年寄りまでスポーツに触れる機会ができれば当然いいことですけれども、理想ももちろん大事ですけれども、どうしていくか、今どう支援していくか、どういった環境で練習をしてもらって羽幌町の名前をどんどん、どんどんと売ってもらえるかといったことがやはり先ほどの繰り返しの質問にはなりますけれども、本当に羽幌町のスポーツ振興に間違いなくつながると思いますので、今までどおりのことはもちろん大事ですけれども、また違った角度で、違った方法でぜひこの羽幌町のスポーツ振興というものを理想だけではなく現実としていけるよう取組をお願いして、期待して私の質問はこれで終了いたします。

○議長（村田定人君） これで3番、阿部和也君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

次に、2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 再生可能エネルギー発電設備の現状と新たな設置計画について質問をします。

本年5月以降、羽幌町内において再生可能エネルギー発電事業に関する住民説明会が3事業者により実施されました。羽幌、苦前、初山別の3町村をエリアにした風力発電、旧ゴルフ場を利用した太陽光発電、高台地区に4,000キロワット級の風車を1基設置する風力発電といった事業内容となっています。また、留萌市においては洋上風力発電を推進するべくセミナーが開催されました。昨年の6月定例会の一般質問において、現在羽幌町内には25社による58基の小形風力発電設備、2社による2基の太陽光発電設備が設置されているということですが、国の認可数では75基であるということが分かりました。町内汐見地区から築別地区にかけての国道付近には多くの風力発電が設置されており、万が一の倒壊や破損が生じた場合、事故が起きないかとの不安が拭えない状況であります。さらには、今回の新たな電力設備設置計画が明らかとなり、これまで以上に安全への不安を抱くことにならないでしょうか。地域の環境保全を図り、もって住民の安全で安心な生活環境を確保することを目的とした再生可能エネルギーに関する条例を制定している羽幌町として、再生可能エネルギー発電設備の現状と新たな設置計画についての認識を以下質問をします。

1、今現在設置されている発電設備数は昨年から変化はあるのか。

2、5月以降に住民説明会を開催した各事業者からの町への事業計画等の報告はあったか。その経緯はどうか。

3、さらなる発電施設設置に関して羽幌町にとってのメリット、デメリットをどのように認識しているか。

4、再生可能エネルギー事業には国からの多くの補助金や有利な税制措置が盛られているが、羽幌町からの考えられる補助制度はどのようなものか。

5、羽幌町の環境を守る基本計画、平成29年改訂版の基本方針には、エネルギー、資源の有効利用に関して自然エネルギーの積極的な導入を図りますとなっているが、後に再生可能エネルギーに関する条例を制定しています。ただ単に積極的な導入とするのではなく、条例の目的等との整合性を考え基本計画の見直しが必要ではないか。

以上、質問をします。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 金木議員のご質問にお答えいたします。

1点目の今現在設置されている発電設備数の昨年からの変化についてであります、小形風力発電設備は既に国の認可を受けている件数の中から1事業者1基が増加し、合計で26事業者による59基となっており、太陽光発電設備については変化がありません。

2点目の各事業者から町への事業計画等の報告と経緯についてであります。初めに羽幌、苦前、初山別をエリアとした風力発電事業については、令和4年8月に事業を計画している旨の説明があり、以後風況観測調査の実施に伴う近隣町内会への説明や観測調査の進捗状況、さらにはそれらを踏まえた事業計画の方向性などの説明を受けてきたところであります。

次に、旧ゴルフ場を利用した太陽光発電事業については、令和6年6月に再生可能エネルギー発電事業に係る各関係法令の手続に関する照会があり、翌7月に計画の説明を受けております。その後住民説明会の対象範囲の確認等を経て現在に至っております。さらに、高台地区に1基を設置する風力発電事業については、令和6年12月に羽幌町近辺の調査を行い、設置について検討する旨の連絡があり、令和7年1月に計画の説明を受け、以後風況観測調査実施に伴う報告や住民説明会の対象範囲について協議をしたところであります。

3点目の羽幌町にとってのメリット、デメリットについてであります。まずメリットといたしましては、固定資産税、償却資産分の収入が見込める事や、建設工事に伴い地元事業者の活用などが期待できるものと考えております。一方、デメリットといたしましては、自然環境への負荷がかからないことが大前提ではあるものの、少なからず環境への影響が懸念されるところであります。

4点目の羽幌町から考えられる補助制度についてであります。国の支援制度が多々講じられている中で、町として再生可能エネルギー事業に特化した補助制度を設ける考えはありません。現行の商工業施策において本町の企業振興等に資する事業について合致するものであれば活用していただきたいと考えております。

5点目の羽幌町の環境を守る基本計画の見直しについてであります。温暖化対策において再生可能エネルギーは二酸化炭素排出を抑制するクリーンなエネルギー源であり、気候変動問題の解決に不可欠な存在であることから、当該エネルギーの活用は必要なものであると考えております。また、羽幌町再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用の基準に関する条例については、住民の生活環境を脅かすような発電設備の設置等を規制するものであり、再生可能エネルギーの活用自体を制限するものではないことから、基本計画と当該条例の目的等との整合性にそこがあるとは捉えておりません。なお、現行の基本計画においては、再生可能エネルギー設備に関し懸念される影響について鳥類のみ触れていることから、令和9年度から予定している次期基本計画においては、自然環境への影響も懸念されていることから、環境に配慮した導入の拡大など大きなくくりでの記載とし、再生可能エネルギー関連の表現方法等には工夫を凝らしたいと考えております。

以上、金木議員への答弁とさせていただきます。

○議長（村田定人君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それでは、この再生可能エネルギーについての質問、一問一答と

させていただきたいと思いますが、私は昨年の6月定例会に続いての再生可能エネルギー関連の質問となります。今年になってから、ご存じのとおり3事業者からそれぞれ住民説明会が持たれたという動きがあったということもあって1年ちょっとたったのですが、改めてまた取り上げさせていただきました。

これまで、以前羽幌町では発電設備の設置を規制するような条例やガイドラインを持たずにはいるうちに国道の間際や海岸沿いに多くの風車が建てられてしまいました。町としてはまさに後手に回ってしまったという、そんな経緯が以前あったわけあります。今回の3事業者による新たな発電事業計画において関係法令や条例を踏まえている、あるいは住民説明会を開いたということをもって、さらにどんどんとこうした事業を進められるということに対しては、やはり危機感や不安を感じるという人もいると思います。既に設置されている小形風力と太陽光もありますが、26事業者との関係として町との間で定期的なやり取り、不定期にでもいいのですが、そういう連絡を取り合うということはあるのかどうか、その辺からまずお聞きしたいと思います。

○議長（村田定人君） 地域振興課長、飯作昌巳君。

○地域振興課長（飯作昌巳君） お答えをいたします。

既存設置されているこの26事業者ですか、こちらとの定期的な連絡等のやり取りという部分に関しては、何か支障が発生するとか、そういうことがない限りは特段連絡は取つてはおりません。

○議長（村田定人君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） そうかなと思いました。条例にもそこまで書かれてはいないなということは感じながら質問してみたわけですけれども、ということはこれも聞いても分からぬかと思うのですが、もう既に連絡が取れないだとか、事業所の存在がもう分からなくなっている、不明になっているというところがあるのかどうかというところもどうでしょうか。不明、分からぬでどうか。もし何件かあるのかどうかということがあればお願ひします。

○議長（村田定人君） 地域振興課長、飯作昌巳君。

○地域振興課長（飯作昌巳君） お答えをいたします。

連絡も取っておりませんし、実際にどういうふうになっているかというところについては正直把握はしておりませんが、認可を受けた事業所というのは経産省のホームページ等で常に公表されておりまして、そういうしたものに関しては我々としても年に数回ですか、状況を確認してこの事業者だという捉えはしておりますので、そこでの把握はしておりますけれども、実際にその会社経営がどうなっているかというところはちょっと把握はしておりません。

○議長（村田定人君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 余計な心配なのかもしれませんけれども、もしかしたらそういうところもあるのではないかなどという懸念も実は持つてはいますけれども、私もそれ以上

は調査もできませんし、分からぬところではあります。羽幌町の条例の18条で保守点検等の実施についての条文があります。事業区域内の草刈り等を行うこととなっていると思いますが、私はこの間何度か見ていました。町内の緑町地区にあります太陽光発電区域ですけれども、今年まだ一回も草刈りが実施されていないと思うのですが、そのような状況を把握していたかどうか、事業者から何か事情があるのかなとは思うのですが、その辺の実態はいかがなのでしょうか。

○議長（村田定人君） 地域振興課長、飯作昌巳君。

○地域振興課長（飯作昌巳君） お答えをいたします。

年に1回現況調査ということで我々も全ての施設回らせていただいているのですが、固定資産税の関係もございまして財務のほうと一緒に回らせていただいているのですが、それは春先、5月過ぎてからということでございますので、そのときは状況は確認しておりますが、それ以後金木議員言われるように草が伸びているとか、そういう部分については把握はしていない状況でございます。

○議長（村田定人君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 分かりました。

私も以前、何年か前にもちょっと発言したことがあったと思うのですが、例年お盆の頃に1回刈られていたようなのですが、今年はまだなのかなとは思っていました。だからといって、すぐ大問題になるかと言われたらそれも困る、そういうこともないかもしれません、一部は液晶のパネルの高さまで伸びているという部分もありましたので、何かの折を見てもし指摘できるものならば、町からも一言あっていいのかなとは思っています。

今回新たに計画をされている事業者からは、お聞きしたところ大体1年から、ないしは3年近くも前から町へ報告があったということあります。町民としては、このたびの住民説明会をもって初めて知ったという人も多かっただろうと思うのです。私もその一人でしたけれども、3事業ともかなりの大型でありますし、太陽光はメガソーラーの設備になっていると思います。町が報告を受けた時点で町民へのお知らせとか告知というものはできないのかどうか、そこまでしろという条例になっていないのは重々承知でお聞きするのですが、やはり今になって初めて聞いたということがないように町民、町が情報を得た時点で何らかのお知らせがあってもいいのではないかと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○議長（村田定人君） 地域振興課長、飯作昌巳君。

○地域振興課長（飯作昌巳君） お答えをいたします。

我々としましても、急にこういう設備ができるということで町民の皆さんのが驚かれるということは極力避けたいなと思っております。ただ、今回説明会があったこの3事業に関しましても一応計画ということでお話は聞いておりますけれども、まだ経産省の認可も、申請しておりませんし、当然条例に基づく本町への手続を踏んだ計画の申請というのもございませんので、どのタイミングでお知らせすればいいのかというのを私たちも考える

ところでございまして、ある程度現実的な状況が動き出してからでなければ、あまり曖昧な情報も発信できないのかなという状況でございますので、そこら辺については今後も見極めていきたいなというふうに思っています。

○議長（村田定人君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 確かにそういう規定にはなっているのかなとは思いますけれども、計画の段階でその計画どおりいかないという場合も重々あるわけですから、どの時点で公表すべきかは難しい判断かもしれませんけれども、事業者に対しては失礼にならない程度の何らかの方法は考えるべきではないのかなという気もいたしますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次に、今回のその事業にとって町にとってのメリット、デメリットはどうだとお聞きしました。民間事業者がやろうとしていることに対して一々そんなことは答えられないという答弁になるかなということをちょっと予想していたのですが、一応お答えいただきました。ありがとうございます。既存の発電事業者からの固定資産税ざつとどのくらいなのかということをお聞きしてもいいのかどうか、ちょっとお願ひいたします。

○議長（村田定人君） 地域振興課長、飯作昌巳君。

○地域振興課長（飯作昌巳君） お答えをいたします。

税情報ですので、個々のどうのこうのというのは控えさせていただきますが、既存のこれらの26事業者、59基という部分でいきますと大まかですけれども、1,200万ぐらいの固定資産税になるのかなと思っております。

○議長（村田定人君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） ありがとうございます。

年間ということであると思いますが、それなりの金額かなと思います。今後の、今回の3事業者からこのままの計画でいった場合にはどのくらいの見込みになるかというところ、そこまでは計算されていないのかな、どうかなと思いますけれども、お願ひします。

○議長（村田定人君） 地域振興課長、飯作昌巳君。

○地域振興課長（飯作昌巳君） お答えをいたします。

今回のこの3事業者に関しましては、一応計画ということで出力数だとか数字は出ていますけれども、あくまでも概算といいますか、といった部分ですので、具体的にどういった規模の施設というのはまだ分かりませんので、そこについては計算等はしていないというところです。

○議長（村田定人君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 分かりました。ありがとうございます。

デメリットとしてお聞きをしたところ、事業内容もそんなに詳しくないという中で、分からぬところが多々あるのだなというところを踏まえて、私として懸念されるなという点について指摘をしておきたいと思うのですが、やはり太陽光発電などではいろんな報道なんかで見ますと台風や暴風、それから豪雪地帯などでは雪が積もって陥没をするといつ

たようなニュースもたまには聞いています。電気設備ですから、電気火災のようなことも起きていると思いますが、そうしたことへの対処は事業者として万全なのかどうか、改正された再生可能エネルギー特別措置法のほうでは自治体の役割も強化されていると思いますが、町として破損、観察、現地確認、指導の内容、指導する、しない、あるいは具体的な是正をする、しない、そんなような検討を具体的ではない中でちょっとあれですが、当然計画がきちんとなされていく段階においては羽幌町としてもいろんな場合を想定して、そんなことは想定していなかった、知らなかったわということにならないように町としての検討、どのように検討していくかということを段階を追っては準備をしておく必要があるかなと思うのですが、そういうことについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（村田定人君） 地域振興課長、飯作昌巳君。

○地域振興課長（飯作昌巳君） お答えをいたします。

今言わされたような自然災害に伴う影響というのも当然考えていかなければなりませんので、具体的にこうしていくという方向性を定めたものはございませんけれども、特に3事業者に関してはこれからもいろいろとやり取りする場面がございますので、そういうものも加味しながら町としての考え方を述べていきたいなというふうに思っております。

○議長（村田定人君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 分かりました。

あと、私聞いたのは補助金の関係です。羽幌町としては特化しての制度は考へないということですが、企業振興のための補助金としては利用してもらいたいということですが、これまでの既存の事業者に対する町としての企業振興のための補助金として支出したという実績何社ぐらいあるのか、その辺もお聞きしていいですか。

○議長（村田定人君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時31分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域振興課長、飯作昌巳君。

○地域振興課長（飯作昌巳君） お答えいたします。

企業振興促進条例の使用実績ということでございますが、現在条例を改正しております適用になる部分ございませんが、以前は再エネ設備の部分ということで、申し訳ございません、今資料が手元にないものですから、正確な数字はないのですが、たしか太陽光パネルの設置事業者に対して1件補助があったのかなというふうに記憶してございます。

○議長（村田定人君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 分かりました。私もたしかそうだったかなということは思っては

いました。

現在使えるものは今ないとおっしゃいましたけれども、そういう認識で間違いないですか。

○議長（村田定人君） 地域振興課長、飯作昌巳君。

○地域振興課長（飯作昌巳君） そうです。再エネ事業とかというくくりとは別に条例にのっとったその事業を展開するとかという部分では当然該当はなりますけれども、従来やっていたような再エネ事業に特化した部分というのはございませんので、今の部分では該当するものはないのかなというふうに思っています。

○議長（村田定人君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 分かりました。

最後の質問で聞いた部分ですが、環境を守る基本計画との兼ね合いで質問をさせていただきました。自然環境への影響を配慮した表現に工夫したいということありますけれども、これは参考になるかどうか分かりませんが、やはり再生可能エネルギーというものはそこに住む人たち、自然、共同の命の源泉と言ってもいいと思うのです。自然と環境を維持する根源的な力であるというふうな捉え方ができると思うのです。

そこで1つ紹介したいのですが、神奈川県の山間地域にある松田町という町があるのですが、ここでは令和2年に再生可能エネルギーの促進条例を策定しました。この条例には前文がありまして、自然から恵みを受けて生きている私たちにとって、その山や川などの豊かな自然環境は先人が守り育んできた地域固有の財産であり、後世に引き継いでいくものです。私たちは地域の持続的発展に資する再生可能エネルギーの利用等を促進することにより豊かな自然を未来へ引き継ぎ、地域住民の生命及び財産を守り、安心、安全な環境を育むまちづくりを推進すると、そういうたっていいるのです。条文の中にも基本理念として、再生可能エネルギーの資源は地域と一体不可分のものとして存在するものである。再生可能エネルギーの利用等に際しては自然環境、防災、減災及び景観、その他の町民の生活環境と地域経済の好循環、地域コミュニティーの活性化に配慮するよう努めるものとするというふうに条例でうたっています。つまり、言いたいのはこの再生可能エネルギーの事業というのは土地所有者と大手外来資本のもうけの手段としてではなくて、地域と一体不可分のものとして町民の暮らしが主軸に据えられなければならないだろうと思うわけです。

昨今報道では、釧路湿原国立公園に隣接するところで進められている太陽光発電事業がクローズアップされているところでもありますけれども、こうした事業開発と、それから自然環境保全というものについてどのように、基本的な考えですが、町長のお考えをお聞きしたいなというところであります。計画が持ち上がって、気がついてみたらこんなことになってしまっていたのかということにならないように私も議会でまだまだ具体的な計画ではありませんけれども、議会としても疑問を呈する議員がいるのだ、議会でも取り上げられたのだということが、今のうちからやはり指摘するべきところは指摘するべきではないかというふうな思いで私は今回質問をしてみました。ぜひとも町長の基本的なその辺の

ところの展開をお聞きして終わりにしたいと思います。お願ひします。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 特に5点目の答弁、今金木議員がおっしゃった考え方と大きく違うというふうには思っておりません。むしろおっしゃった、そういう中身に沿ったような形で今後新たな計画をつくりたいということの答弁と理解していただければなと思っておりました。

あと、その策定過程についていろいろ難しいなと思うのは、国の方針でこれを積極的に進めて、道もそれに沿った形でやっているのですが、やはり進める中で当時想定していなかつたいろんな問題等も指摘されるようになりましたし、個別政策についても例えばメガソーラーに関しては許可に対して、いわゆる最終処分までを含めた費用を積立てして、正確な表現かどうかは別にして、その場合に関して許可を出すという方向で報道もされていましたが、つい最近それがなぜか撤回されたということが出て、私としては非常に、そのぶれに関して特段な説明もありませんでしたので、ちょっと危惧的な考えを持ったところであります。これは1つの例でありますけれども、少し定まっていないところがあるので、そういう国の政策云々、それから技術的な問題のところに我々の知識と権限の中ではなかなか踏み込んではいけません。ただ、ここで書いているとおり以前6月の部分だとどっちかというと鳥とか、その辺でしたけれども、やっぱり自然、それよりも何よりも私ども住民にとって大きな懸念になるものについては表現等は工夫しなければ、権限ありませんけれども、先ほど金木議員がおっしゃったような思いは一緒でありますので、そこでここで工夫を凝らして何らかの形の住民の理解を得ると同時にある種懸念を持つものに対しては難しいですけれども、我々の意思を発揮できるような、そういうものを盛り込んだ形にしたいというのが最大の目的として、今後準備を進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（村田定人君） これで2番、金木直文君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（村田定人君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前11時38分）